

こきぬ

つくばみらい市立小絹小学校
平成27年度 学校だより第10号
平成27年 9月 17日 発行

児童集会がありました

9月16日（水）、のびのびタイムを利用して児童集会が行われました。児童集会では、各委員会の活動の様子を発表しています。今回は、飼育委員会、図書委員会、掲示委員会が担当し、活動内容やお願いしたいこと等、どの委員会も工夫を凝らした発表となりました。

飼育委員会では、ウサギや金魚の世話の仕方についての説明、みんなにお願いしたいこと等、映像を交えて発表しました。

図書委員会では、本の貸し出しについての注意、おすすめの本の紹介、図書館まつりについてのお知らせがありました。

掲示委員会では、普段の活動の様子を演じたり、掲示物の取扱いの注意を呼び掛けたりしました。



<飼育委員会>



<図書委員会>



<掲示委員会>

ご協力をお願いいたします

- 19日（土）からシルバーウィークが始まります。安全な生活、そして規則正しい5日間を送り、24日（木）には、元気に登校してほしいと思います。
- 26日（土）は、第2回クリーン作戦を予定しています。多くの保護者の皆様のご協力をお願いいたします。

台風18号による大雨で被害を受けられた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。保護者の皆様には、引き渡し下校をお願いしたり電話が不通になったり等、大変ご心配・ご迷惑をおかけしました。情報が錯綜するなか冷静に対応していただきまして、ありがとうございました。

自転車の安全利用・交通事故防止

自転車は車両です。下り坂でスピードを出したり、信号無視など交通ルールを守らないで交通事故を起こせば、刑事上の責任を問われる場合があります。また、相手にけがを負わせた場合は、民事上の損害賠償責任も発生します。小学生などの子供が起こした事故でも、例外とはなりません。相手側に重大な損害を与えた場合、高額な賠償額を支払わなければならない場合があります。

< 平成25(2013)年, 神戸地裁 >

夜間、坂道を下ってきた男児小学生の自転車が、歩行中の女性（60歳代）と衝突、女性は意識不明となった。

賠償額：約9500万円



自転車を運転するときは「自転車安全利用五則」を守るとともに、保護者は子供に対して、日頃から正しい乗り方を教える等、注意をする必要があります。

< 自転車の安全利用の推進 >

利用者は

- 自転車安全利用五則を徹底しよう。
- 携帯電話やヘッドホン等を使用しながらの運転は、絶対やめよう。

家庭では

- 子ども乗せ自転車でも、ヘルメットを着用させ、子ども用座席のシートベルトも必ず着用させよう。
- 自転車の点検整備を励行するとともに、TSマーク等各種保険の加入と反射材用品の活用に努めよう。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

< 子どもと高齢者の交通事故防止 >

子どもや高齢者は

- 道路を横断する時は、必ず安全を確認し、無理な横断はやめよう。
- 早朝や薄暮時から夜間にかけて外出するときは、明るく目立つ色の服装や反射材を着用しよう。

家庭では

- 全席でのシートベルトとチャイルドシートの着用を徹底しよう。
- 子どもや高齢者が外出するときは、安全確認や反射材の着用を促す「声かけ」をし、注意を喚起しよう。